

破産法上の破産債権開始時 現存主義の適用範囲

～複数債権の内の一部債権の全額弁済の場合～

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

破産法104条は、例えば、主債務者の破産開始決定時に1000万円の債権があった場合、その後に保証人が債権の一部である300万円を弁済しても、債権者は依然として1000万円を基準に破産配当を受けられ、保証人は300万円を基準として破産配当を受けることはできないことを規定しています。これを破産債権の開始時現存主義といいます。この趣旨は、端的には、保証人は残りの700万円についても債権者に弁済義務があるにもかかわらず、一部の300万円だけを弁済したからといって配当に預かれるのは不公平であるというところにあると説明されています。

この開始時現存主義は物上保証人にも適用されています(破産法104条5項)。かつて、旧破産法時代には、上記の結論が法文上やや不明な点もあったため、開始時現存主義の範囲が争われましたが、最判平成14年9月24日(金法1664p74)等により上記の結論となり、これが新破産法によって明確にされたものです。

今回の問題は、債権者が複数口の債権を有している場合に、この開始時現存主義が全債権を基準に適用されるのか、それとも1つ1つの債権について適用されるのか、つまり、債権者が1000万円と800万円の2つの債権を有している時に、保証人が1000万円の債権だけを弁済した場合、債権者は依然として1800万円を基準に配当を受けるのか、それとも債権者は800万円、保証人は1000万円を基準にそれぞれ配当を受けるのかという問題です。

この問題について、現在、最高裁判決はありませんが、今年になって大阪高裁が異なる結論と見える判断をしています。

第2 2つの大阪高裁判決

1 大阪高裁平成20年4月17日判決(金法1841p45)

この事案は簡略化すると、主債務者の破産開始決定時にA口1000万円とB口800万円の債権があり、根抵当権の物上保証人(AB両口が担

保されている)の物件売却によりA口1000万円の全部とB口800万円の内300万円が弁済されたという時、債権者への配当基準は全口分1800万円なのか、それともB口800万円だけになるのか(A口1000万円分は物上保証人へ配当)というものでした(このような場合、通常は弁済総額1300万円をAB両口に按分するのが普通で、その時は両債権とも消滅していないため開始時現存主義がそのまま適用されますが、種々の事情によりこのような充当関係となることはあり得ます。)

大阪高裁は、破産開始時現存主義の適用範囲について、複数口の債権がある場合でも、保証人や物上保証人がその全部について保証等をしている場合には、上記の「保証人は残債務についても債権者に弁済義務があるにもかかわらず、一部を弁済したからといって配当に預かれるのは不公平」という趣旨は相変わらず妥当するから、開始時現存主義は債権が複数口あっても適用されるなどとして、本件では債権者は全口(1800万円)を基準に配当を受けるとしました。

2 大阪高裁平成20年5月30日判決(金法1839p41)

同じく事案を簡略化すると、保証人が破産し、保証債権として破産開始決定時にA口1000万円とB口800万円、C口500万円の3口の債権がある場合、根抵当権の設定された主債務者と物上保証人共有の物件の売却によって、主債務者の代金分からA口1000万円の全部とB口800万円の内300万円が弁済され、物上保証人の代金分からB口残500万円とC口の内200万円が弁済されたという事案でした。

保証人の破産手続に関するものであり主債務者が弁済をしたという点は1判決とは異なる事案です。

この事案で判決は、開始時現存主義自体の解釈として、複数口の債権がある場合には、開始時現存主義は個別の債権ごとに判断されるという判断を大前提として、債権者はC口についてのみ開始時債権である500万円を基準に配当を受けられるに過ぎないとしました。

第3 若干の検討

1 2つの高裁判決の異同

上記2つの高裁判決においては、1判決が開始時現存主義は複数口債権全体について妥当するとしたのに対し、2判決は1つ1つの債権について

妥当するに過ぎないとしており、この点の判断は全く異なったものとなっています(裁判体が異なるのでこのようなことはあり得ます)。

ただ、1判決の判断を前提とした場合には、例えば、保証人はA 口1000万円については保証していても、B 口800万円については保証していないという場合には、1判決の判断は直ちに妥当せず、この場合にどういった結論を採るのかは不明です。

他方、2判決は、破産者が保証人で弁済者が主債務者であるという点に特徴があります。つまり、1判決のように主債務者が破産して保証人が弁済した場合には、保証人弁済分について、債権者と保証人のどちらが配当を受けられるのかという問題となりますが、保証人が破産し主債務者が弁済した場合には、主債務者が配当加入することはあり得ませんので、債権者が配当を受けるのか、それとも他の債権者への配当に回るのかという問題となります。つまり、開始時現存主義を適用すると当該債権者が有利となり、適用がないと他の債権者が有利となるという状況になって、冒頭記載の開始時現存主義が元々予定した趣旨とは異なった利害状況となるのです。

このように、2つの高裁判決は、その事案が異なることとなり、場合によっては事案に応じた解決として整合的に理解することもあり得るのかも知れません。

2 これまでの判例

この問題について正面から判断した最高裁判例は未だありませんが、よく似た利益状況が現れる場面として、抵当権付きの債権の一部弁済の問題があります。この問題については、ライブラリー22号(http://web.kyoto-inet.or.jp/org/oike-law/public/oike_22/nagai.pdf)で取り上げましたので詳論は避けませんが、最高裁は、結論として複数口の債権の一部口について全額弁済した保証人は、(少なくとも抵当権の行使については)債権者と同等の位置関係に立つことを認めています。

そして、ここで紹介した最判平成17年1月27日(金法1738p105)は、会社更生法上の担保権にまつわる問題でもあったため、大阪高裁の上記2判決でも引用されています。

このような最高裁の判断状況からすれば、開

始時現存主義は2判決のように、1つ1つの債権について判断されることになるのではないかと考えられます。

3 検討

確かに、最高裁の判断の流れからすれば2判決の結論に親和性があるように考えられますが、他方、1判決が指摘するように、複数口全てで、保証人が共通しているような場合には、開始時現存主義の趣旨がそのまま妥当するの事実です。

そうすると、開始時現存主義は、原則として個別債権についてのものだが、複数口全てで債務者、保証人等の義務者が共通する場合には、全口を通して開始時現存主義が妥当するという折衷的な判断もあり得るかもしれません。

債権者としては、こうした場面では、弁済充当をどのようにするかが極めて重要な問題となりますので、そうした点に配慮が必要です。

なお、この2つの高裁判決について詳しく分析した論稿として、加々美博久弁護士「開始時現存主義の適用範囲」(金法1843p10)があります。

以上